

6都柔整第131号  
令和7年3月28日

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会  
会長 瀧澤 一裕  
保険担当理事 樽本 修和  
保険担当理事 山本 清

## 新・旧柔道整復施術療養費支給申請書の使い分けについて

間違っ使用すると返戻となる場合がありますのでご注意ください

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和6年10月1日付けの柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正に対応した、新しい柔道整復施術療養費支給申請書の販売を予定しております。

パソコンで申請書を作成する際、新旧用紙を誤って使用したことで、新設された項目に対して印字ずれが起きたケースがありました。印字がずれている申請書は、返戻の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

新旧用紙を見分けられるように、新用紙には用紙の右上部にラインを入れてありますので、確認の上、印刷するようお願い致します。

用紙変更により、お手数をおかけ致しますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

※記載方法については、別紙「**～新用紙の記載例～**」「**～旧用紙の記載例～**」に同月の新・旧用紙それぞれの例を記載致しましたので、ご参考にしてください。

敬具